

1 ひき逃げ相当の交通事故を起こした職員の処分について

(1) 懲戒処分の内容

- ア 処分日 令和8年3月27日(金)
- イ 被処分者 観光文化部 会計年度任用職員(50代)
- ウ 処分内容 停職4月

(2) 事実の概要

令和7年9月10日(水曜日)、午前8時45分頃、通勤のため、自家用車で直線道路を走行中、同一方向に進む歩行者にドアミラーを接触させたものの走り去った。